

○企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>B 基本ガイドライン</p> <p>（通算規定の対象とする発行価額）</p> <p>4-9 開示府令第2条第5項第3号の規定により通算の対象とされる<u>3か月</u>以内に発行された新規発行証券の発行価額の総額については、4-8を準用する。</p> <p>（無届募集等について）</p> <p>4-23</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 無届募集等に関する留意事項</p> <p>以下に例示するような場合は無届募集等となるので十分注意すること。</p> <p>○ 有価証券の内容や勧誘の実態を含む諸状況に照らし、実質的に同一種類と認められる有価証券を、<u>3か月</u>以内に、50名未満の相手方に対し複数回に分けて勧誘することにより、少数向け勧誘とはみなされないにもかかわらず、有価証券届出書等を提出しない場合。</p> <p>なお、定義府令第10条の2に定める償還期限や利率等については、過度に形式的な判断を行わないことに留意する。</p> <p>○ 海外の相手方に勧誘を行ったが、当該相手方の代理等を行う金融商品取引業者に対する勧誘が国内で行われる等実態に鑑み、海外での募集又は売出しとはみなされないにもかかわらず、有価証券届出書等を提出しない場合。</p> | <p>B 基本ガイドライン</p> <p>（通算規定の対象とする発行価額）</p> <p>4-9 開示府令第2条第5項第3号の規定により通算の対象とされる<u>6月</u>以内に発行された新規発行証券の発行価額の総額については、4-8を準用する。</p> <p>（無届募集等について）</p> <p>4-23</p> <p>イ [同左]</p> <p>ロ 無届募集等に関する留意事項</p> <p>以下に例示するような場合は無届募集等となるので十分注意すること。</p> <p>○ 有価証券の内容や勧誘の実態を含む諸状況に照らし、実質的に同一種類と認められる有価証券を、<u>6ヶ月</u>以内に、50名未満の相手方に対し複数回に分けて勧誘することにより、少数向け勧誘とはみなされないにもかかわらず、有価証券届出書等を提出しない場合。</p> <p>なお、定義府令第10条の2に定める償還期限や利率等については、過度に形式的な判断を行わないことに留意する。</p> <p>○ 海外の相手方に勧誘を行ったが、当該相手方の代理等を行う金融商品取引業者に対する勧誘が国内で行われる等実態に鑑み、海外での募集又は売出しとはみなされないにもかかわらず、有価証券届出書等を提出しない場合。</p> |